

鶴見川多目的遊水地土壌処理モニタリング委員会

第1回(平成13年2月6日)

議事要旨

日時:平成13年2月6日(月)10:00~13:10

場所:新横浜フジビューホテル

1.委員会設立の趣旨・規約・各委員紹介

→ 規約の承認

1. モニタリング委員会で監視、評価する区域は、一時保管を行う区域のみではなく、新横浜大橋の上流側も含む。

2.議事内容

(1) 既往調査結果の報告

- ・ 既往調査結果より、異物混入土が認められる地区は遊水地全域ではなく、局所的であり、異物混入土であっても、その大部分が環境基準値以下のものである。
- ・ 異物混入土は覆土されており、空气中へ飛散して拡散することはないが、現状のまま放置しておくで地下水へ汚染が広がる可能性がある。

(2) 一時保管対策工の概要と施工手順

- ・ 発見された異物混入土を一時保管土A、一時保管土Bに区分し、新横浜大橋の下流側へ集約して保管対策を実施する。
- ・ 一時保管土Aが周辺環境から二重に隔離されるよう対策を行う。また、一時保管土Aから先行して無害化処理が行えるよう鉛直遮水壁Aの芯材には鋼矢板を挿入し、掘削時に土留め壁として機能できる仕様としている。
- ・ 対策工の概略手順は以下のとおりとする。

- 1) 実施エリア周辺には飛散防止柵、重機搬入口を整備し、鉛直遮水壁の施工から開始する。
 - 2) 鉛直遮水壁が完成した箇所から、一時保管土の受入を開始する。(一時保管土Aの受入は仮設密閉型テント内で行う。)
 - 3) 一時保管土を受入れた箇所から順次、キャッピング工を実施する。
 - 4) 上面に芝を張って、保管施設外周に防護柵を設置して対策工が完了となる。
- ・ 一時保管土の量が、現状の想定を超過した場合でも、今回の対策工の仕様で受入は可能である。
 - ・ 第5回土壌処理技術検討委員会で報告された移動土砂量の修正については、モニタリング委員会ではなく、土壌処理技術検討委員会で確認する。

(3) モニタリング計画について

- ・ モニタリングは、対策工の実施エリアを囲むように、大気質のモニター箇所は7地点、水質のモニター箇所は8地点(地下水:7地点、排水路:1地点)で行う。
- ・ 発生ガスのモニタリングは、ガス抜き箇所の5地点で、保管完了後から開始する。
- ・ 大気質の事前計測は、2月中に1週間連続して行う。地下水は、1月28日に採水し、排水路については、2月の下旬頃に採水する。
- ・ 水処理施設についてもモニタリングを実施する計画である。
- ・ 工事実施前の通常の大気質の状態調査(平成12年12月)において、粉じん量が環境基準の1時間値($0.2\text{mg}/\text{m}^3$)を越えた箇所があった。この様な状況を前提とした環境管理を行う。
- ・ 大気質、水質については、クロスチェックを実施することにより、測定精度の信頼性を向上させる。
- ・ 生物等のモニタリングについて、人工池は今後、遊水地事業が進捗に合わせて現在の位置には存置できないので、遊水地内の適切な箇

所に移設を行う。

(4) 情報公開・広報手段

- ・ 情報公開の目的は下記のとおりである。
 - 1) 一時保管対策工が適切に実施されていることを客観的立場から確認する。
 - 2) 一時保管対策工による周辺環境への影響が無いことを確認する。
- ・ 広報手段として、鶴見川多目的遊水地インフォメーションセンターの利用と「クローズアップ鶴見川流域」の発行を考えている。

(5) 施工管理(主として安全管理)の提案

- ・ 一時保管対策工の留意事項として、使用する重機や建設資材はリストを作成し、搬出入の管理を徹底するとともに、搬出時は洗浄する。
- ・ 一時保管土Aの対策工では、雨水の浸入を防止するとともに、一時保管土Aの保管施設への受入は仮設密閉型テント内で実施し、飛散防止に万全を図る。ただし、遮水シートの施工へ移行できる箇所は屋外となるようテントを移動させる。
- ・ 一時保管土Bは、通常の土工事と同様に取り扱うが、飛散防止対策として散水等は十分に行う。
- ・ 作業員の労働安全衛生については、特に一時保管土Aを取り扱う作業に携わる作業員に対して、「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について」を参考にし、安全衛生教育、保護具の着用等適切な作業方法の指導を行う。

(6) 横浜市の新横浜元石川線延伸部施工計画

- ・ 春の菜種梅雨の時期に仮置き場への雨水の流入等が懸念されることから、京浜工事事務所と対策を協議し、汚水を外部に流出させないこと。
- ・ 施工計画に対し、国土交通省の工事と同様の対応を行うことを前提に了承。

(7) その他

- ・ 事業による影響の評価というモニタリングの目的を踏まえ、柔軟にモニタリングを実施する。(項目・頻度の増減、他の測定主体とのデータリンク、他地点のデータの活用など)
- ・ モニタリング結果に応じた対策(異常値が検出された場合の対応)については、次回委員会で検討する。
- ・ 施工時の安全管理については、汚染のレベルに応じた実行可能な対策とし、当面、この内容を遵守しながら弾力的に運用する。とくに作業員に対する安全教育が重要である。

(8) 今後のスケジュール ・ 次回委員会 : 3月27日午前
委員との調整により4月16日(月)13:00開催へ変更